

ダイジェスト版

# 岐阜県男女共同参画計画(第3次)



平成26年4月  
岐 阜 県

## 計画策定の趣旨

本県では、平成15年に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき「岐阜県男女共同参画計画（第1次・第2次）」を策定し、様々な施策を実施してきました。しかし、女性の参画が進まない分野があるなど性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

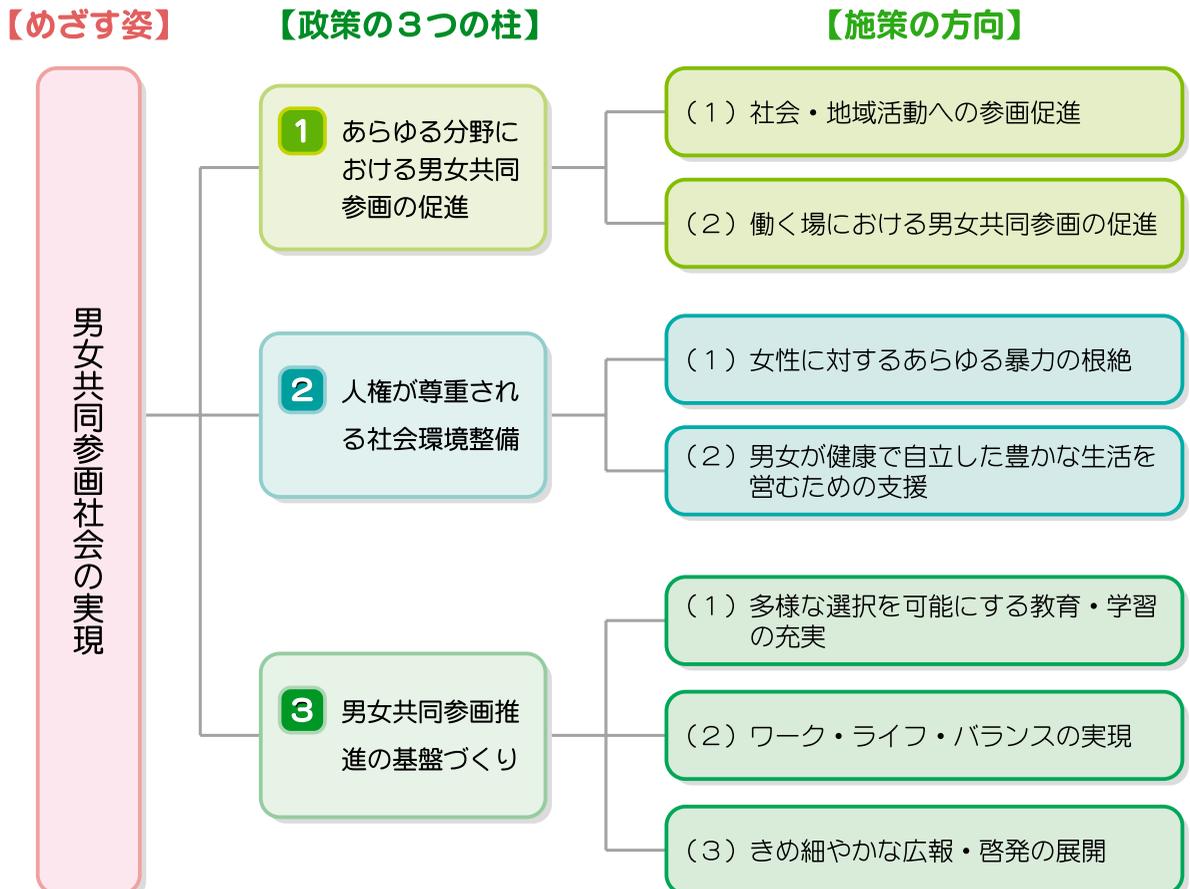
男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野への女性の参画を進めると同時に、男女共にワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要です。

こうした状況を踏まえ、本県での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

## 計画の性格

- 1 「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 2 国の「第3次男女共同参画基本計画」や、県の「長期構想」をはじめとする、各種計画との整合性を図った計画です。
- 3 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会をはじめ、県民の意見を反映させた計画です。
- 4 行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画です。
- 5 「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。

## 計画の体系



## 計画の期間

平成26年度～平成30年度までの5年間

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合には、必要に応じて計画を見直します。

## 計画の目標

男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標とします。

## 計画の基本理念

- 1 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 2 男女が、社会で活動を行う上で、役割分担意識（「男は仕事、女は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいう。）から生まれる制度又は慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- 3 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策又は方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 4 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- 5 県、県民、事業者その他の団体及び市町村が、この計画の目標の実現のために協力し、それぞれが責任を持って取り組むこと。

## 目標数値

項目	目標数値	目標年度	現 状
県の審議会等における女性委員参画率	40.0%～60.0%	平成30年度	35.0% (H25.4.1)
配偶者暴力防止計画を策定した市町村数	42市町村	平成30年度	12市町村 (H25.12.1)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	65.0%	平成29年度	45.6% (H24)



# 1 あらゆる分野における男女共同参画の促進

県民一人ひとりがあらゆる分野で、性別にかかわらず、主体的な生き方をするための多様な選択や、能力発揮ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 施策の方向（１）社会・地域活動への参画促進

男女が共に社会・地域活動に取り組み、意思決定の場に参画することによって、多様な視点を導入し、将来にわたり活力ある社会を目指します。

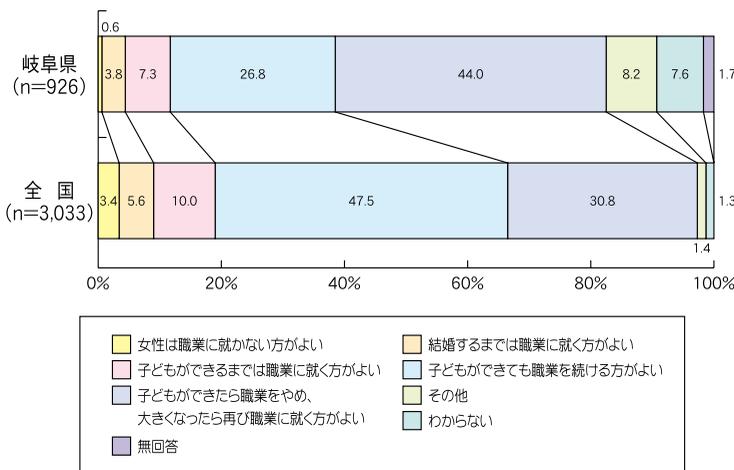
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 地域における慣行の見直しと地域活動における男女共同参画の促進
- 重点的な取組を必要とする分野（地域おこし・まちづくり・観光、防災、環境、科学技術・学術分野）における男女共同参画の推進

## 施策の方向（２）働く場における男女共同参画の促進

性別や就業状態にかかわらず、男女問わず能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現に努めます。

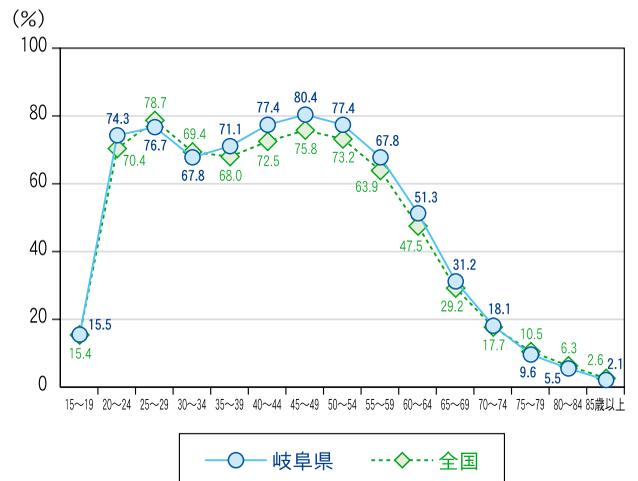
- 雇用の分野における男女の機会均等と待遇の確保の促進
- 女性の就業継続や再就職に向けた雇用環境の整備と支援
- 農林業、商工業自営業における男女共同参画の推進

女性が職業に就くことについての考え方－岐阜県・全国



出典：県「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成24年）  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

女性の年齢(5歳階級)別労働力率－岐阜県・全国



出典：総務省「平成22年国勢調査」

岐阜県では女性が職業に就くことについての考え方について、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」が最も高くなっています。全国調査と比較すると（岐阜県44.0%、全国30.8%）考え方に大きな差が見られます。

女性の労働力率は結婚・出産期を迎える25歳～34歳で全国より低く、育児が落ち着いた35歳以降は全国より高い状況となっています。

## 2 人権が尊重される社会環境整備

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女共に自己の尊厳を大切に、女性に対する差別や暴力が根絶され、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成を目指します。

### 施策の方向（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女の人権の尊重や性の尊重など暴力の予防と根絶に向けた社会の認識の徹底を図り、女性への暴力など男女共同参画を阻害する暴力の根絶に対する取組の充実を図ります。

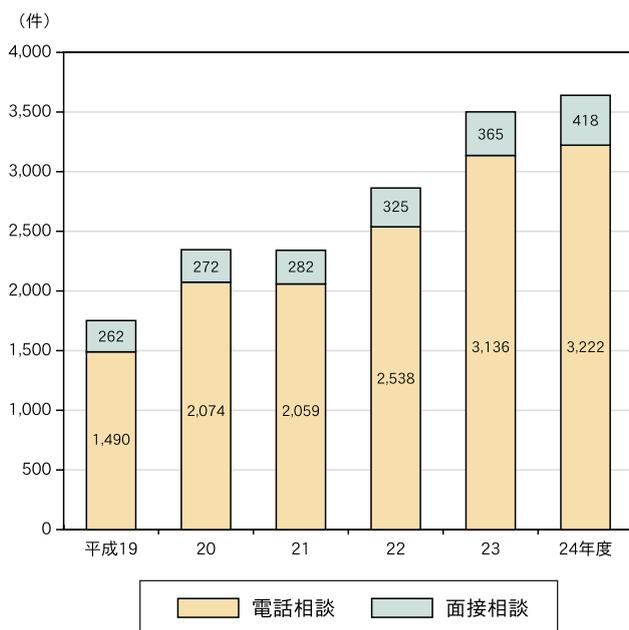
- 思春期からの暴力予防教育の充実
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進
- 性犯罪・ストーカー行為等の防止
- セクシュアル・ハラスメントの防止
- 人権尊重意識の高揚のための普及・啓発活動等の充実

### 施策の方向（2）男女が健康で自立した豊かな生活を営むための支援

男女が生涯にわたり自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを推進します。

- 生涯を通じた心身の健康づくり
- 保健医療体制の整備
- 母子保健・医療の充実
- 様々な困難な状況を抱えた人への自立支援

女性相談センターにおける相談件数の推移



出典：県女性相談センター調べ

#### 配偶者からドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験がある

身体的暴力	10.2%
精神的暴力	7.0%
性的暴力	3.7%

上記のいずれかの暴力を1つでも受けたことがある

女性	19.0%
男性	9.0%

#### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けた経験がある

女性	13.8%
男性	0.2%

出典：県「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成24年）

DVやセクハラという言葉の浸透などにより、女性相談センターへの相談件数は年々増加傾向にあります。また、被害者の多くは女性となっており、女性に対する暴力の根絶に向けて社会全体で取り組んでいかなければなりません。

### 3 男女共同参画推進の基盤づくり

男女平等に根ざす教育が家庭、学校、地域等において行われ、自らの希望するライフスタイルを選び取る際に性別が障害となることのないよう、男女共に必要な知識等を身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指します。

#### 施策の方向（1）多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った考え方や行動を幼い頃から身につけるため、家庭、学校、地域などにおいて男女共同参画社会の形成を目指した教育・学習の機会の充実を図ります。

- 学校等における男女平等教育の推進
- 家庭、地域における男女平等教育の推進

#### 施策の方向（2）ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などを自分の希望するバランスで実現でき、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを推進します。

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成
- 企業経営者や管理職の意識改革及び就業環境の整備促進
- 家事、子育て、介護等への男女共同参画の促進

#### 施策の方向（3）きめ細やかな広報・啓発の展開

男女共同参画に関する認識を深めるため、様々な機会や媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。本県の男女共同参画の現状を把握し施策に反映させるため、定期的の実態調査を行うとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。

メディアに対し、人権に配慮した自主的取組を促しつつ、男女共同参画意識の普及等について理解と協力を求めています。

- 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進
- 男性に向けた広報・啓発活動の推進
- 企業経営者や管理職への広報・啓発活動の推進
- 調査・研究及び情報収集・提供の推進
- メディアへの対応
- 多文化共生社会への対応

#### ■ 育児休業取得率

女性 96.5%      男性※ 1.6%

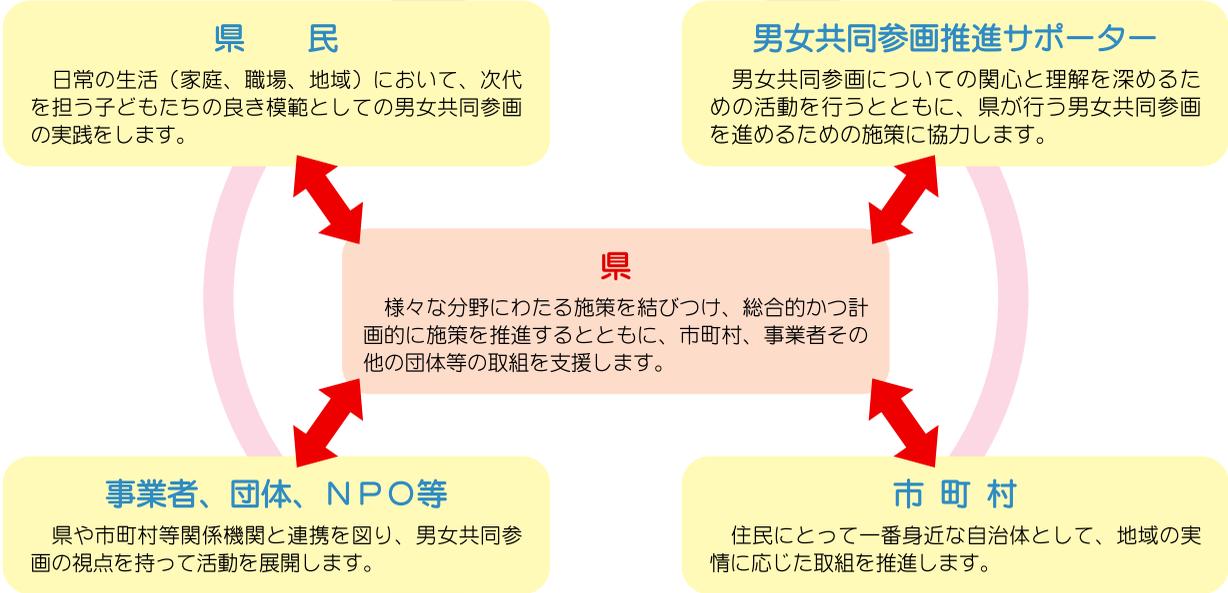
※配偶者が出産した男性労働者

出典：県「岐阜県育児休業等実態調査」

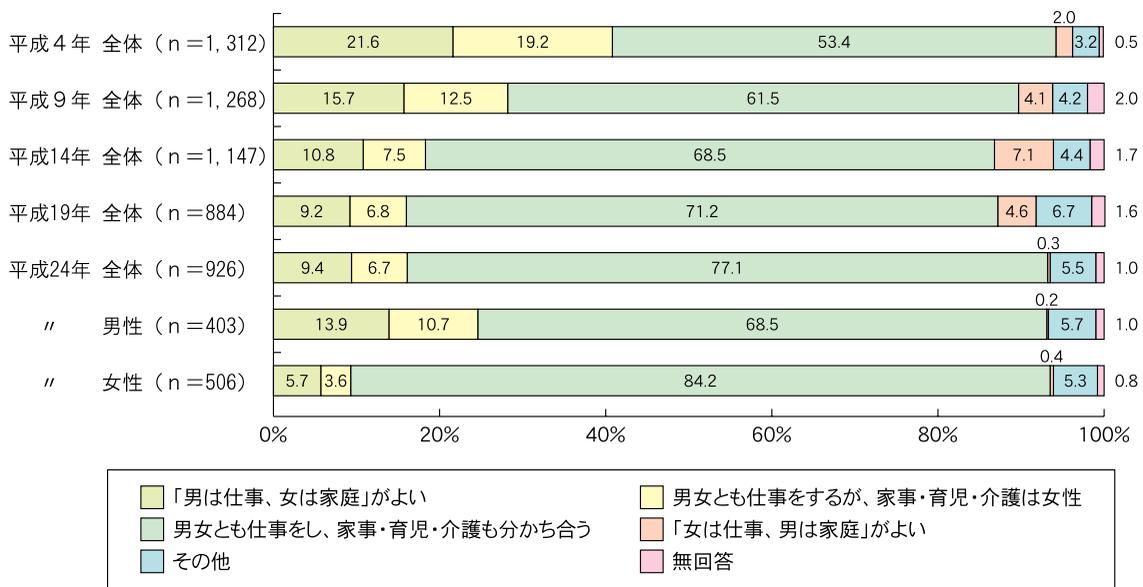


女性の育児休業取得率は、96.5%と高い割合ですが、男性は1.6%と低くなっています。

# 役割分担



## 性別によって男女の役割を決める考え方について



出典：県「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成24年）

「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」が最も高く77.1%となり、調査を重ねるごとに高くなってはいますが、男性と女性ではその意識に開きがあります。

### 用語解説

#### 「ワーク・ライフ・バランス」とは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

内閣府「男女共同参画ハンドブック」抜粋

# 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

**知** 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

**創** ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

**伝** 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

## 男女共同参画に関する窓口

### 岐阜県男女共同参画プラザ

「岐阜県男女共同参画プラザ」では、男女共同参画社会を実現するための拠点として、皆様の活動を支援する各種サービスを提供しております。

○開所時間 9:00～17:00（年末年始、ふれあい福寿会館休館日を除く）

○住 所：〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館第1棟2階

電 話：058-214-6431 FAX：058-214-6432

### 電話相談

○相談専用ダイヤル 058-278-0858

一般電話相談 日～木曜、第1・3土曜（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

男性専門電話相談 第2・4金曜 17:00～20:00

### 面接相談（事前予約制）

※相談専用ダイヤルで要予約 058-278-0858

法律相談 第2・4水曜 13:00～16:00

こころの相談（女性限定） 第1・3木曜 13:00～16:00

### 岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 子ども・女性政策課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8236(直通) FAX：058-278-2611

メールアドレス：c11234@pref.gifu.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/kodomo-josei/



男女共同参画

